

療育手帳の新規取得をお考えの方へ（18歳以上の方用）

福島県障がい者総合福祉センター

18歳を過ぎてから療育手帳を新たに取得する場合、現在の知的能力だけでなく、18歳までに知能・学習の遅れがあったことを確認する必要があります。そのため、現在の知能指数がIQ70未満という基準を満たしていたとしても、「18歳までの知的能力・学習の遅れ」が十分に確認できない場合、療育手帳を交付することができません。

「18歳までの知的能力・学習の遅れ」を確かめることができる方法は以下の3通りになり、優先順位はA>B>Cの順になります。

A 「在学中の記録」

学校の成績や検査の結果、学習の様子などについて記載される書類になります。市役所、町村役場を通して在籍した学校に作成を依頼することができます。しかし、記録の保存年限（※学校により異なります）を過ぎてしまうと、回答が得られませんのでご注意ください。

B 個人で保管している各種資料の提出

知的能力・学習の遅れがわかる資料（通知票、各種テストの成績表、母子手帳など）の写しをご提出ください。

C 18歳までのご本人さまの様子をよく知る人からの証言

18歳までに知的能力・学習の遅れがあったことを証言できる方（家族、親戚、学校の担任の先生、同級生、ご近所にお住まいの方など）をご紹介ください。許可が得られれば、ご紹介いただいた方に市町村担当者からの聞き取り調査にご協力いただきます。

BとCの具体的な内容については、「療育手帳新規取得チェックリスト」で確認することができますので、ご活用ください。チェックリストをつけおわりましたら、その内容について市町村担当者に詳しいお話を聞かせてください。

（お問い合わせ先）

福島県障がい者総合福祉センター知的障がい者福祉課

住所：福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎1階

TEL：024-521-2822